

発生届の限定に伴う陽性者対応

発症時

- 症状のある方は、診療・検査医療機関で受診・検査を実施
- 陽性が判明した際、医師が重症化リスク※等の有無を確認

※ワクチン未接種(1回接種のみの方も含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、免疫低下状態の者

- 医師が「新型コロナウイルス感染症」と診断し発生届の対象・対象外と併せて陽性者に結果告知
- 発生届対象外であっても、これまでと同様に診断後に発生した医療費は公費負担

陽性判明時

発生届対象者
(発生届の限定)

新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の方 ②入院を要する方 ③重症化リスクがあり、かつ、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する方 ④妊婦の方

発生届の対象の方

- これまでどおりHER-SYSや保健所から陽性者に必要な情報をSMSで送信
- 宿泊施設での療養希望者は保健所からのSMSに従って「いばらき電子申請サービス」で申し込み

発生届の対象外の方

- 保健所等から連絡はなし
- 宿泊施設での療養希望者はご自身で県ホームページから「いばらき電子申請サービス」に申し込み

療養期間中

- MyHER-SYSによる健康管理
(県庁健康観察チームや保健所から連絡する場合あり)
- 体調悪化時の相談対応
県庁健康観察チーム

- ご自身で健康管理を実施
- 体調悪化時の相談対応
 - ①診断を受けた医療機関
 - ②県庁陽性者相談センター
 - ③保健所

療養終了後

- MyHER-SYSを活用をした「療養証明書」を発行

- HER-SYSの登録ができないため「療養証明書」を発行しない